

★年度★

★契約番号★

電子計算機賃貸借契約書
(レンタル)

電子計算機賃貸借契約書（レンタル）

1. 契 約 件 名 ★契約件名★

別紙明細のとおり

2. 賃 貸 借 料 金 ★契約金額★ 円 (月額 金 円)
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 ★消費税★ 円

3. 使 用 時 間

4. 賃 貸 借 期 間 ★契約日★から★履行期限★まで

5. 設 置 場 所 ★履行場所★

6. 契 約 保 証 金

上記電子計算機（以下「装置」という。）の賃貸借について賃借人 ★契約担当官★ ★官職氏名★ と、
貸借人 ★業者名★ ★役職氏名★ は、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 貸借人は、貸借人に対する装置の賃貸については、別紙仕様書及びこの契約条項によることとし、貸借人は、これに対し、賃貸料金（以下「料金」という。）を支払うものとする。

(料金)

第2条 装置の料金は、頭書記載の金額とする。ただし、この料金の額は毎月 時間までの使用料金とし、なお時間を超えて使用し、貸借人から貸借人に対し超過料金の請求があった場合、貸借人は、貸借人と協議するものとする。

- 2 料金の対象となる使用時間は、処理に要する正味の時間とし、ダウンタイム、ハンドリングタイム、保守調整時間、機械保守上のミスによるリランタイムは含まないものとする。
- 3 賃貸借期間が1暦月間に満たない場合の料金の算定は次の式による。

$$\frac{\text{料金（月額）} \times \text{当月の使用日数}}{\text{当月の暦日数}} = \text{当月の料金}$$

この場合算定金額に円未満の端数があるときは国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）による。

(料金の変更)

第3条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情報の激変等により、料金が著しく不適当であると認められるに至った場合は、貸借人貸借人協議して料金を変更することができるものとする。

(装置の引渡し)

- 第4条 装置は、前記設置場所において、引渡しを行う。
- 2 貸借人は、賃貸開始日までに装置を使用可能状態に調整し、引渡しの際は貸借人の監督職員による確認を受けるものとする。
 - 3 装置の導入及び現地調整に要する費用は、貸借人の負担とする。

(装置の故障)

第5条 貸借人は、装置が故障したときは、貸借人にその旨通知する。貸借人はすみやかに故障の原因を調査し、修理するものとする。この場合、故

障の原因が賃借人の責に帰すべき事由による場合は、その費用は賃借人の負担とする。

- 2 前項の場合において、賃借人の責に帰さない事由による故障で、1日以上使用不能の状態が継続する場合は、その日数に応じ、賃借人は料金の減額を要求できるものとする。
- 3 前項の料金の減額には第2条第3項の規定を準用する。

(料金の支払)

第6条 賃借人は、貸借人が提出する1か月ごとの適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、その料金を支払うものとする。

- 2 賃借人は、貸借人から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを貸借人に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から賃借人が貸借人の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が貸借人の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、貸借人の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第7条 賃借人は、約定期間内に料金の支払をしないときは、貸借人に対し遅延利息を支払なければならない。

- 2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、貸借人が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 賃借人が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、賃借人は、その超える日数に応じ、前第3項の

例に準じて計算した金額を貸借人に支払うものとする。

(装置の保守等)

第8条 貸借人は、メーカーに委託して、装置の点検修理又は整備を行わせて、事故の防止に努め、常に使用上の完璧を期するものとする。

2 装置の保守に当たり必要とする電力料金は、賃借人の負担とする。

(カード、テープその他の補給品)

第9条 装置に使用する磁気テープ及びラインプリンターリボンは、メーカーの指定品を、その他補給品はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(装置の取替及び改造)

第10条 装置の取替及び改造は、あらかじめ文書をもって、賃借人貸借人協議するものとする。

2 装置の取替又は改造によって、料金その他この契約書等記載の契約の内容を改訂する必要を生じた場合は、その内容を検討のうえ、この契約の改訂又は新契約の締結を行うものとする。

(他の機械器具の取付)

第11条 貸借人において装置に他の機械器具を取付ける必要が生じた場合は、あらかじめ文書をもって貸借人の承諾を求めなければならない。

2 貸借人は、前項の他の機械器具の取付けが、装置の機能に支障をあたえるものと認めたときに、賃借人に対し、これを拒否することができる。

(装置の移転)

第12条 貸借人において装置を頭書記載の設置場所から移転する必要が生じたときは、あらかじめ文書によって、貸借人の承諾を得なければならない。この場合、装置の移転に要する費用は、賃借人の負担とする。

(プログラム・サービス)

第13条 貸借人が賃借人に対して行うプログラム・サービスの費用は、貸借人の負担とする。ただし、賃借人が特別に必要とするプログラム・サービスの費用は賃借人の負担とする。

2 プログラム・サービスは、メーカーに委託して行うものとする。

(善管義務)

第14条 貸借人は、装置の設置場所を別紙仕様書の定める温度、湿度その他良好な環境の保持等善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸借人は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、貸借人の故意又は重大な過失によって装置が損害を受け、又はこれに欠損があった場合は、貸借人に対してその賠償を請求することができるものとする。

3 装置を他の第三者の権利の目的物とすることはできない。

(立入権及び秘密保持)

第15条 貸借人又はメーカーの従業員は、装置の保守管理のため、その設置場所に立ち入ることができる。この場合従業員は必ず身分証明書を携行しなければならない。

2 前項の立ち入りに際して知得した貸借人の業務上の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(講習会の開催等)

第16条 貸借人は、メーカーに委託し、貸借人の要望する人員に対し、装置の操作を習得させるため、無償で講習会を適時開催し、受講させるものとする。

(システム・エンジニアの派遣等)

第17条 貸借人は、装置の設置後、貸借人の要望する時間にメーカーに委託してシステム・エンジニアを派遣し、貸借人のプログラミング作業を援助し、実施について十分指導するものとする。

(契約の解除)

第18条 貸借人は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 貸借人から解約の申出があったとき。
- (2) 貸借人が賃貸開始日までに装置の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなとき。
- (3) 前2号のほか、貸借人がこの契約に違反し、そのため貸借人が契約の目的を達することができなかつたとき。

- (4) この契約の履行について、貸借人又はその代理人若しくはその使用者等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が賃借人の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (5) 貸借人が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第4号までの場合において、貸借人は、違約金として、料金に賃貸借期間の残存日数（1か月末満のものは1か月とする。）を乗じた額の10分の1に相当する金額を賃借人に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、貸借人の責めに帰することができない事由があるときはこの限りでない。
- 3 貸借人（貸借人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（貸借人が個人である場合にはその者を、貸借人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 貸借人が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、貸借人が貸借人に対して当該契約の解除を求め、貸借人がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸借人は、賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(装置の解約)

第19条 貸借人又は貸借人は、自己の都合により1ヵ月前に予告して、本契約の全部又は一部を解約することができる。ただし、貸借人の都合により本契約の全部又は一部を解約しようとするときは、貸借人の承諾を得るものとする。

(相殺等)

第20条 この契約により貸借人が貸借人から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、貸借人が当該金額と相殺することができる債務を貸借人に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお貸借人において収得金がある場合又は貸借人が遅滞金、違約金を徴収する場合において、貸借人は、貸借人の指定する相当の期限までに、これらの金額を支払わないときは、貸借人に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるは「年3パーセント」と、同項ただし書中「貸借人」とあるのは、「貸借人」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(装置の返還)

第21条 本契約解除のときは、その解約装置は原状に復し、現在位置において返還するものとする。ただし、それに要する費用は、貸借人の負担とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 貸借人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、貸借人は、貸借人の請求に基づき、賃貸借料（この契約締結後、賃貸借料の変更があった場合には、変更後の賃貸借料）の10分の1に相当する額を違約金として貸借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、貸借人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸借人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸借人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸借人又は貸借人が構成事業者である事業

者団体（以下「貸借人等」という。に対して行われたときは、貸借人等に対する命令で確定したものをいい、貸借人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、貸借人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸借人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、貸借人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 貸借人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、貸借人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行につき疑義を生じたときは、賃借人貸借人双方協議のうえ円満に解決を図ることとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、賃借人貸借人各1通を保有する。

★契約日★

発注者	住 所	京都府舞鶴市字長浜 2001 番地
	氏 名	★契約担当官★ ★官職氏名★
受注者	住 所	★住所★
	氏 名	★業者名★ ★役職氏名★